

防衛医科大学校達第5号

防衛医科大学校におけるエックス線等装置に係る放射線障害の防止に関する達を次のように定める。

令和元年7月30日

防衛医科大学校長 長 谷 和 生

防衛医科大学校におけるエックス線等装置に係る 放射線障害の防止に関する達

改正 令和3年3月31日達第3号

防衛医科大学校におけるエックス線等装置に係る放射線障害の防止に関する達（平成28年防衛医科大学校達第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この達は、防衛医科大学校（以下「大学校」という。）におけるエックス線等装置の取扱い及び管理に関する事項を定め、これによる放射線障害の発生を防止することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この達は、大学校（防衛医科大学校病院を除く。）に設置されたエックス線等装置を管理又は使用するすべての者に適用する。

（定義）

第3条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) エックス線等 1 MeV未満のエックス線及び1 MeV未満の電子線をいう。
- (2) エックス線等装置 エックス線等を発生する装置をいう。

（放射線障害防止委員会）

第4条 エックス線等装置に係る放射線障害防止について必要な事項については、防衛医科大学校動物実験施設における放射線障害の防止に関する達（以下「動物施設放射線達」という。）第9条に規定する委員会が審議する。

（管理責任者）

第5条 エックス線等装置を管理する者として管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、エックス線等装置を管理する講座等の長をもって充てる。
- 3 管理責任者は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 管理主任者の指名
 - (2) 業務従事者に対する健康診断の計画立案及び調整
 - (3) 業務従事者に対する教育及び訓練の計画立案及び実施

- (4) 記帳・記録の管理及び保存
- (5) 前各号に掲げるもののほか、放射線障害の防止に必要な措置
(管理主任者)

第6条 放射線障害発生の防止について監督を行う者として、管理区域（第11条に規定する管理区域をいう。以下同じ。）ごとに管理主任者を置く。

- 2 管理主任者は、第1種放射線取扱主任者又はエックス線作業主任者の免状を有する職員のうちから管理責任者により指名された者をもって充てる。
- 3 管理主任者は、管理責任者の命を受け、次に掲げる職務を行う。
 - (1) エックス線等装置の設置及び使用に関する法令等への適合性の確認
 - (2) 異常及び事故の原因調査への参画
 - (3) 管理責任者に対する意見の具申
 - (4) 作業責任者の指導監督
 - (5) その他放射線障害の発生の防止に必要な措置
(保健管理室長)

第7条 保健管理室長は、第18条に規定する健康診断を実施する。
(作業責任者)

第8条 管理区域における放射線障害発生の防止について必要な事項を処理する者として、作業責任者を置く。

- 2 作業責任者は、業務従事者の所属する講座等ごとに、業務従事者のうちから講座等の長が指名する者をもって充てる。
- 3 作業責任者は、管理主任者の指導のもとに、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 管理区域に立ち入る者に対し、管理主任者が放射線障害の防止のために行う指示等の指導
 - (2) 放射線作業の安全に係る技術的事項の指導
 - (3) 管理区域に立ち入る者の入退域及び放射線被ばくの管理
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、放射線障害の防止に必要な措置
(業務従事者)

第9条 管理区域に立ち入りエックス線等装置の使用又はエックス線等の発生を伴う検査に従事する者は、業務従事者として登録しなければならない。

- 2 登録できる者は、第17条に規定する教育及び訓練並びに第18条に規定する健康診断を終了し、かつ、管理責任者の申請に基づき、委員会の承認を得た者とする。
- 3 登録は、その年度内に限り有効とし、更に取扱業務を継続しようとする者は、登録の更新を行わなければならない。
- 4 管理責任者は、業務従事者がこの達に違反した場合又は業務従事者として不適格であると認められた場合には、当該業務従事者の所属する講座等の長と協議のうえ、委員会の承認を得て、登録を取り消し、又は一定期間取扱業務に従事させないことができる。

(エックス線等装置の届出)

第10条 講座等の長は、エックス線等装置（電子顕微鏡を除く。）を設置し、変更し、又は廃止するときは、別記様式により事前に学校長に届け出なければならない。

(管理区域)

第11条 管理責任者は、放射線障害の発生の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

2 作業責任者は、次に掲げる者以外の者を管理区域内に立ち入らせてはならない。

- (1) 業務従事者として第9条に基づき登録された者
- (2) 見学等で一時立入者として管理責任者が認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第12条 管理区域に立ち入る者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理区域に立ち入るときは、所定の記録簿に必要事項を記入すること。
 - (2) 個人被ばく線量計等を指定された部位（男子は胸部、女子は腹部、その他必要とする部位）に装着すること。
 - (3) 業務従事者は、管理責任者、管理主任者及び作業責任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
 - (4) 一時立入者は、前号のほか、業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
 - (5) 必要な保護具等を着用すること。
 - (6) 被ばくのおそれのある場合又は装置に異常が認められる場合は、直ちに管理責任者及び管理主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- 2 管理責任者は、管理区域の入口の目につきやすい場所に放射線障害の防止に必要な事項を掲示しなければならない。

(定期検査)

第13条 管理責任者は、エックス線等装置（定格加速電圧が100kV未満の電子顕微鏡を除く。）について、初めて使用するとき及びその後1年を超えない期間ごとに少なくとも1回、定期検査を行わなければならない。

2 管理責任者は、前項の検査について記録を作成しなければならない。

3 第1項の検査及び前項の記録に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

(放射線測定器等の保守)

第14条 作業責任者は、サーベイメーター、個人用被ばく測定器その他の安全管理に係る放射線測定器等について、常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第15条 管理責任者は、管理区域内及び管理区域の外側の外部放射線による放射線量の測定を行わなければならない。

2 放射線の量の測定は、動物施設放射線達第29条第2項及び第2の2項に定める要

領により行う。

- 3 第1項に基づく測定の実施時期は、取扱開始前に1回、取扱開始後にあつては1月（使用の方法及び遮へい物の位置を一定にしてエックス線等装置を固定して使用する場合は6月）を超えない期間ごとに1回行わなければならない。
- 4 前項により実施した測定の結果は、次に掲げる項目について記録しなければならない。
 - (1) 測定日時
 - (2) 測定箇所
 - (3) 測定した者の氏名
 - (4) 放射線測定器の種類及び型式
 - (5) 測定方法
 - (6) 測定結果
- 5 管理責任者は、第1項により行う測定においてその測定値が異常に変化するか又は限度値を超えた場合には、直ちにその旨を管理主任者に報告しなければならない。
- 6 第4項の記録は、管理責任者が5年間保存する。
(個人被ばく線量の測定)

第16条 管理区域に立ち入った者の受けた被ばく線量の測定は、動物施設放射線達第30条第1項から第4項及び同条第7項から第9項に定める要領により行う。ただし、「放射線管理総括者」を「管理責任者」に、「主任者」を「管理主任者」に、「区域管理者」を「作業責任者」に、それぞれ読み替えるものとする。

- 2 前項の記録は、管理責任者が保存する。
(教育及び訓練)

第17条 管理責任者は、エックス線等装置の使用又はエックス線等の発生を伴う検査に従事する者に対し、この達の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を行わなければならない。

- 2 前項の規定による教育及び訓練は、次に定めるところによる。
 - (1) 実施時期は次のとおりとする。
 - ア 管理区域に立ち入る前及び取扱等業務の開始前
 - イ 業務従事者にあつては、管理区域に立ち入った後にあつては、前回の受講日の属する年度の翌年度の開始日から1年以内
 - (2) 教育及び訓練は、次に掲げる項目について実施する。
 - ア 放射線の人体に与える影響
 - イ 放射線障害の防止に関すること。
 - ウ エックス線等装置の取扱いに関すること。
 - エ エックス線等による障害の防止に関する法令
- 3 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目に係わる教育を省略することが

できる。

- 4 管理責任者は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合に
は、当該立入者に対して放射線障害の発生の防止に必要な注意事項を熟知させなければ
ならない。

(健康診断)

第18条 業務従事者の健康診断は、動物施設放射線達第32条第1項から第5項に定
める要領により行い、また、「放射線管理総括者」を「管理責任者」に、「主任者」
を「管理主任者」に、それぞれ読み替えるものとする。

- 2 前項の記録は、管理責任者が保存するものとする。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第19条 管理責任者は、エックス線等装置による放射線障害が発生又は発生したおそ
れのある場合には、保健管理室長及び管理主任者と協議し、その程度に応じ、被ばく
時間の短縮、管理区域への立入りの禁止、配置転換等の健康の保持に必要な措置を学
校長に具申しなければならない。

- 2 学校長は、前項の具申があった場合には、適切な措置を講じなければならない。

(報告)

第20条 次に掲げる事態の発生を発見した者は、直ちに管理責任者に通報しなければ
ならない。

- (1) 実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれがある被ばくがあつ
たとき。
 - (2) 前号のほか放射線障害が発生し又は発生するおそれがある場合
- 2 前項の報告を受けた管理責任者は、その状況及び措置について速やかに学校長に報
告しなければならない。

(委任規定)

第21条 この達に定めるもののほか、エックス線等装置に係る放射線障害の防止に関
し必要な細部事項は、委員長が定める。

附 則

この達は、令和元年7月30日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式

エックス線等装置届（設置・変更・廃止）

防衛医科大学校長 殿

管 理 責 任 者			講座等名 講座等の長の氏名	
設 置 場 所				
使 用 の 目 的				
使 用 開 始 （ 廃 止 ） 年 月 日			年 月 日	
使 用 予 定 日 数 等			1 箇月当たり 日 1 日当たり 時間	
エ ッ ク ス 線 等 装 置	種 類			
	型 式			
	性 能	管 電 圧	最高使用値	通常使用値
		管 電 流	最高使用値	通常使用値
附属装置				
エ ッ ク ス 線 等 装 置 室	警 報 装 置 の 種 類 及 び 概 要			
	標 識 の 概 要			
	室 の 出 入 口		人が通常出入りする出入口 箇所	
管 理 区 域	管 理 区 域 の 有 無			
	境界に設けている柵等の概要			
	標 識 の 取 付 け 場 所			
放 射 線 測 定 器 の 種 類 及 び 型 式				
検 査 結 果 の 概 要				

記入要領等

- 1 「設置・変更・廃止」の部分は、該当する事項を○印で囲むこと。
- 2 廃止の届出を行う場合には「管理責任者」、「使用開始（廃止）年月日」、「種類」及び「型式」の欄のみ記入すること。
- 3 「使用の目的」の欄には、主たる使用の目的を記入すること。
- 4 「使用開始（廃止）年月日」の欄には、次の場合に応じ、それぞれ次に掲げる日を記入すること。
 - (1) 設置の場合 エックス線等装置を初めて使用することとなった日
 - (2) 変更の場合 エックス線等装置を変更した後、初めて使用することとなった日
 - (3) 廃止の場合 エックス線等装置を廃止した日
- 5 「種類」の欄には、エックス線撮影装置、エックス線照射装置等の種類を記入すること。
- 6 「型式」の欄には、当該エックス線等装置の製造業者が使用している型式及び当該製造業者名を記入すること。
- 7 「性能」の欄には、それぞれ次の要領で記入すること。
 - (1) 管電圧 最高使用値には定格管電圧の値を記入し、通常使用値には最も多く使用することとなる管電圧の値を記入すること。
 - (2) 管電流 最高使用値には定格管電流の値を記入し、通常使用値には最も多く使用することとなる管電流の値を記入すること。
- 8 「附属装置」の欄には、エックス線等装置本体以外のもので当該エックス線等装置に付設された装置の名称を記入すること。
- 9 「放射線測定器の種類及び型式」の欄には、漏えい放射線の検査に用いる放射線測定器の種類及び型式を記入すること。
- 10 設置場所の平面図を添付すること。管理区域を有する場合は、平面図に明示すること。